

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

飯塚市長 武井政一

|                   |                    |  |
|-------------------|--------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 飯塚市<br>(205)       |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 明星寺南<br>( 南谷 )     |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年8月30日<br>(第3回) |  |

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は水稻を主要作物として栽培しているが、後継者不在の農業者が多く、平均年齢70歳の農業者が地域農業を支えている。また、遊休農地が増加傾向にある中、隣接する地域の若年層グループが、遊休農地の一部を引き受けて、ブロッコリー、スイートコーン等を栽培しているのが現状である。  
 今後さらに離農者が増え、耕作放棄地の増加が懸念されるため、新たな担い手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物である特別栽培米（県認証米）の作付けを今後も継続しつつ、徐々に農地の集積、集約化を地域全体で取り組みながら、農作業の効率化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                        | 49.66 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積       | 41.74 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】 | 7.92 ha  |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としている。  
 保全・管理等が行われる区域については、すでに荒廃等（森林化）しており農用地としての復旧が困難な所としている。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針   |
| 農地中間管理機構を活用して、地権者、耕作者を中心に集積を進める。                                  |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針   |
| 地域計画に基づき、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積や集約を進める。                         |
| (3) 基盤整備事業への取組方針  |
| 基盤整備実施済み。   |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針   |
| 今後、地域の担い手の数が少なくなってくるため、隣接する地域の農業法人や若年層の担い手を含めてたところで、担い手の確保を行っていく。 |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                              |
| 無人航空防除は、農薬散布作業の省力化につながっているため、引き続き実施する。                            |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

|   |   |                                  |                                   |  |
|---|---|----------------------------------|-----------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等            |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等                | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①山間地域の侵入防止柵未設置個所については、イノシシやシカの被害が拡大しないように、対策を講じる。
- ②主要作物（特別栽培米）は継続的に作付けを行う。
- ⑩地域計画変更の際の協議の場は座談会とし、早急に変更が必要な際は農区長に相談の上、協議の場の参集範囲を決定する。